

## 関西広域帰宅困難者対策ガイドラインの改訂について

令和 7 年 4 月 24 日

広 域 防 災 局

### 1 ガイドラインについて

関西広域連合では、構成団体や事業者等の関係機関によって構成し、帰宅困難者対策について検討する「帰宅支援に関する協議会」を設置している。本協議会において、官民が連携して取り組む関西圏の帰宅困難者対策の総合的な方針を示す「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」を令和元年 9 月 6 日にとりまとめた。また、外国人観光客に対しても、関西広域連合、構成団体、関係機関が連携し、帰宅困難者対策のみならず災害時に適切な対策がとれるよう本ガイドラインを補足するため、別冊として「災害時の外国人観光客対策について」を示している。

### 2 改訂の経緯

令和 6 年 7 月に内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」が一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針の追加等により改定<sup>※2</sup>されたことを踏まえ、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」の改訂<sup>※1</sup>を実施するもの。また、改訂にあたっては、令和 5 年 1 月の大雪による列車立ち往生への対応も踏まえた、帰宅支援に関する協議会での検討結果の反映も実施する。その他、別冊（「災害時の外国人観光客対策について」）の時点修正を行う。

※1…別添 1 参照、※2…別添 2 参照

### 3 今後の予定

- ・公表日：令和 7 年 4 月 24 日
- ・掲載箇所：広域防災局 HP 「帰宅困難者対策について」

<https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/bosai/4749.html>

#### 【添付資料】

- ・（別添 1）関西広域帰宅困難者対策ガイドライン改訂概要
- ・（別添 2）内閣府ガイドライン改定概要

令和7年4月24日  
広域防災局

## 主な改訂内容

- 1 内閣府「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」改定内容の反映
  - ・ 帰宅困難者等に対する情報提供シナリオの新規追加
    - オペレーションマップ等への反映（災害情報等の提供体制の整備等）
  - ・ 「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針（分散帰宅）」の新規追加
    - 帰宅困難者等対策の基本的考え方に「分散帰宅」を追加
    - 第4編（帰宅開始場面における新たな混乱発生の防止）を新設
  
- 2 令和5年1月の大雪による列車立ち往生事案も踏まえた協議会での検討結果の反映
  - 行政として協力可能な事項を再検討し、タイムライン等へ反映（一時滞在施設等への帰宅困難者等の誘導等）
  - 大雪や風水害等、地震以外の事象による帰宅困難者等の発生時（おそれを含む）の情報収集体制の強化等について本文に明記。施設等の利用者への被害・交通情報の提供等についてタイムラインに反映
  
- 3 その他
  - 別冊「災害時の外国人観光客対策」の時点更新（関西広域連合「外国人観光客啓発カード」の掲載等）



- 東日本大震災(平成23年3月)を機に、官民連携の「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」(座長:内閣府政策統括官(防災担当)、東京都副知事)を設置(同年9月)し、同協議会の最終報告(平成24年9月)を基に、ガイドラインを策定(平成27年3月)。
- 近年の社会状況の変化等を踏まえて、学識経験者から構成される「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」(座長:東京大学先端科学技術研究センター 廣井悠教授)において「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」を取りまとめ(令和4年8月)。
- この対応方針に沿って、関係機関との実務的な見地からの具体施策に関する検討、上記検討委員会からの意見聴取を経て、**次の2つの観点を加えて、ガイドラインを改定(令和6年7月)**。
  - ・ 帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供のあり方
  - ・ 一斉帰宅抑制後の帰宅場面における再度の混乱発生の防止

首都圏における対応については、別途、官民連携の「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」において、同日付で、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」、「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」を改定

## <ガイドラインの概要>

### 1. 帰宅困難者等対策協議会の設立

- 各都市圏で、都道府県又は市と関係機関が参画する協議会を設置し、関係機関が連携して対応を検討

### 2. 一斉帰宅の抑制

- 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底
- 企業等における従業員等の施設内待機の推進
- 大規模集客施設や駅等における利用者の保護

### 3. 一時滞在施設の確保

- 都道府県や市町村の指定又は協定の締結による一時滞在施設の確保
- 床面積約3.3㎡あたり2人を目安に、原則3日間の開設

### 4. 帰宅困難者等への情報提供

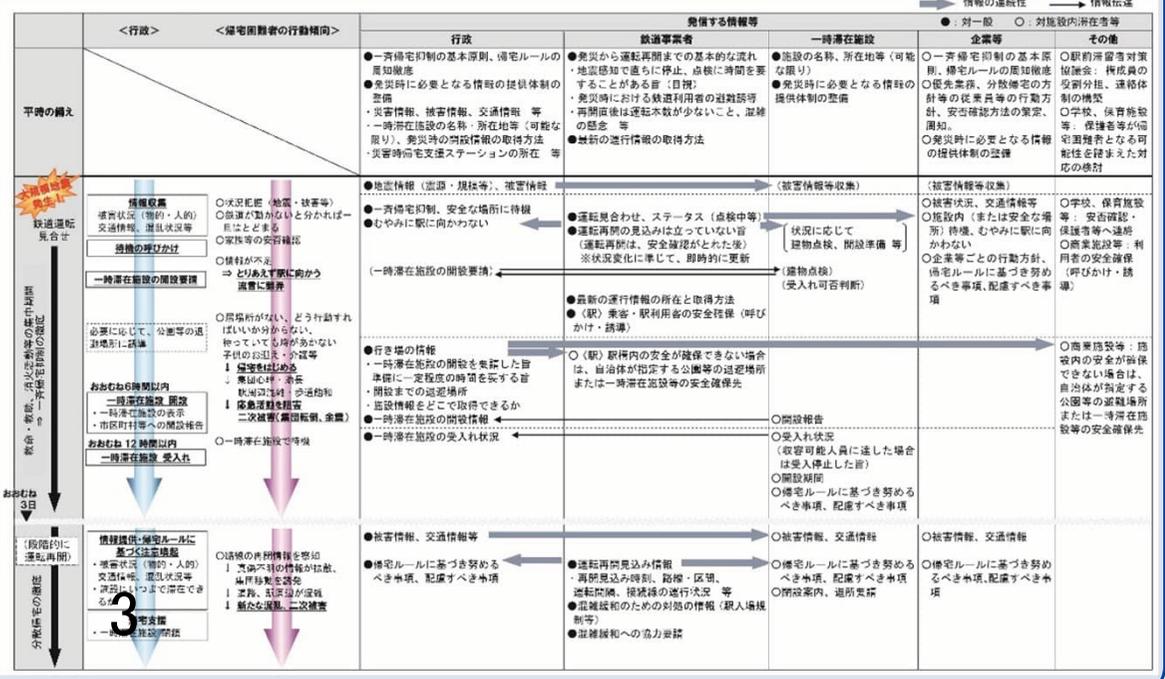
- **主体間連携による一連の情報としての情報提供**
- 適切な情報を提供するための体制の整備

### 5. 駅周辺等における混乱

- 駅前滞留者対策を講じるべき地域の特性の把握
- 市町村と駅周辺の事業者等が参加した協議会の設立・運営

## 改定内容 「大規模地震発生時における帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供シナリオ」の追加

- 帰宅困難者等の適切な行動判断に必要な情報については、時系列で変化する帰宅困難者等の行動判断に照らして、一連の情報として帰宅困難者等に届くことが必要
- 各主体が、時間経過に応じて、いつ、どのタイミングで、誰が、どのような情報を出すのか基本的なケースを共有し、帰宅困難者等の行動変化に照らして、異なる主体が発信する情報が不連続とならないようにすることが重要





## 6. 帰宅開始場面における新たな混乱発生の防止

- 分散帰宅のために、社会全体で留意すべき「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針」を設定
- 各主体における帰宅行動指針を踏まえた対応

## 7. 徒歩帰宅者への支援

- 水や休憩の場等を提供する災害時帰宅支援ステーションの指定と、徒歩帰宅者向けの案内図等を設置した帰宅支援対象道路の整備

## 8. 帰宅困難者等の搬送

- 自力での徒歩帰宅が困難な避難行動要支援者等に対する、何らかの搬送手段の確保
- 行政及び搬送に係る関係機関との協議・調整の実施

## 9. 国民一人ひとりが実施すべき平時からの取組

- 国民一人ひとりが、平時から発災時の事態を想定し、情報収集や徒歩帰宅等をより円滑に行えるようにするための、啓発活動等の継続的な実施

改定  
内容

「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針」の追加

### <分散帰宅の基本原則>

- 「一斉帰宅抑制」の徹底により、「発災直後の移動による混乱を防いだとしても、混乱の收拾や鉄道の運転再開等に伴い、待機していた大量の帰宅困難者等が一斉に移動を開始すると、新たな混乱をもたらすことが懸念される。
- このため、待機していた帰宅困難者等は、帰宅が可能な状況になった場合であっても、一斉に帰宅を開始するのではなく、時間的あるいは空間的（移動範囲や移動手段等）に分散して帰宅することを基本とする。

改定  
内容

「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針」を踏まえた各主体における対応例の追加

### <国民>

- 平時：家族等との間で、帰宅しないという選択や安否確認の方法、お迎えや介護等の対応方法等について取決め
- 発災時：勤務先や施設ごとの行動ルールや管理者の指示に従って行動

### <国・地方公共団体、駅前滞留者対策協議会>

- 平時：情報連絡体制や関係部局等との連携体制の整備
- 発災時：帰宅困難者等の適切な帰宅判断に必要な情報の収集・提供

### <企業等>

- 平時：優先業務や分散帰宅の方針、公共交通機関の復旧状況に応じた通勤自粛等の施設ごとの行動ルールの策定
- 発災時：行動ルール等に基づく適切な行動の促進

### <一時滞在施設等の管理者>

- 発災時：帰宅困難者等の適切な帰宅判断に必要な情報、当該施設に滞在できる期間等の情報提供

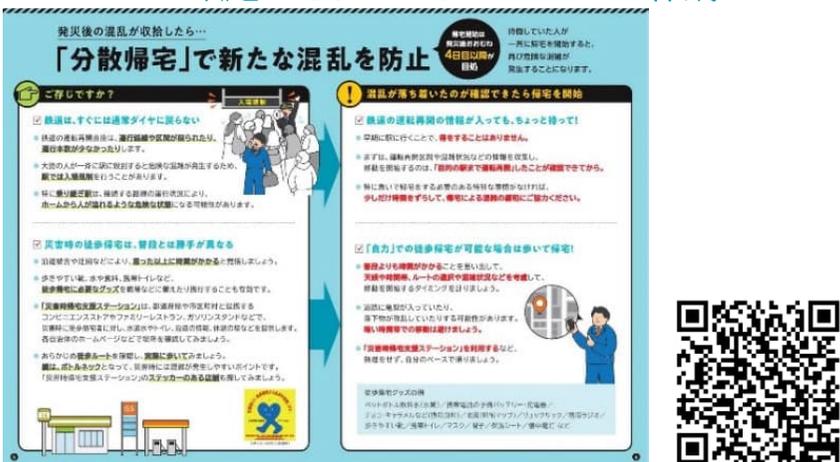
### <学校、保育施設等>

- 平時：安否確認方法や連絡手段、保護者等への引渡し方法等について検討
- 発災時：施設利用者の安否情報や対応状況を保護者等に伝達

### <鉄道事業者>

- 平時：帰宅困難者等の適切な行動判断に不可欠な運行情報等の提供体制の整備
- 発災時：運行情報等について可能な限り即時的に更新した情報提供

## ガイドラインの改定にあわせてリーフレットを作成



大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策の詳細については、内閣府の防災情報のページに掲載  
URL: <https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/index.html>